

日本テキサス・インスツルメンツ

グリーン調達宣言

制定： 2002年 6月 1日

改定： 2012年 5月 1日

国際資材調達(WPL)

はじめに

日本テキサス・インスツルメンツ（株）は、資源の有効活用と環境保全に関する革新的技術の集約により、環境保全に向けたリーダーシップをとり続けています。このような活動理念に基づいて、資材・サービスの調達活動を行うにあたり、「グリーン調達宣言」を作成し、指針としています。

環境保全に向けたリーダーシップは、日本テキサス・インスツルメンツ（株）の工程、製品そしてサービスに反映されるべき中核となる価値です。そうした活動が、顧客、取引先様そして地域社会の住民に、日本テキサス・インスツルメンツ（株）はよき社会の一員であり、環境保護活動の実践者であるという事を示すものです。

我々、国際資材調達では、資材・サービスの調達における評価を従来は、品質、価格、納期、サービスの観点から行ってきましたが、今回、環境への配慮を加え、より地球環境の保全を目指したグリーン調達を推進してまいります。

弊社が競争力を保持できる存在であるためには、取引先様の理解なくしては、達成が容易ではない状況となっています。今後とも、取引先様と協力して向上できますよう、なお一層ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

日本テキサス・インスツルメンツ株式会社
国際資材調達部長 竹内 玲

I. 環境・安全・衛生に関する方針と原則

環境・安全・衛生に関する方針：

テキサス・インスツルメンツ社は世界中で革新的開発に携わる人々のために、責任を持って技術を創出し、販売しています。TI は当社に適用される規制と顧客の要求に常に従います。TI は社員の健康と安全、生産性、汚染防止を特に重視することにより、当社の活動が与え得る影響を徐々に削減し、当社の事業を継続的に改善する責務を担っています。

この責務の実行と管理は、TI 事業に関連する目的と具体的な目標を設定し評価することによって行われます。

環境・安全・衛生に関する原則：

1. 経営陣と社員の責務と責任：

あらゆる職務レベルの社員は、環境・安全・衛生（ESH）の要求事項を満たし、各部門に適切な継続的改善目的と具体的目標を達成する責任があります。TI は当社社員に対し、また当社が事業を行っている世界中の地域社会に対し、同等の環境・衛生・安全保護策を提供し、当社事業の結果に対する責任を取ると共に、適切に対処する責任があります。

2. 活動とプロセスのリスク評価：

TI は当社の活動が環境及び当社社員の安全と健康に与え得る影響を前もって評価します。そのような評価は当社事業プロセスにおいて継続的に行われます。事業運営は適用される法規制を遵守して行われます。

3. 天然資源と省エネルギー：

「資源の無駄ゼロ」という TI の目標は天然資源の持続可能な利用、エネルギーと原材料の効率的利用、汚染の防止を促進します。

4. 緊急時準備態勢：

TI には当社の事業、環境、及び社員と地域社会の健康と安全に影響を与え得る緊急事態に対処する準備態勢があります。更に、実行可能な場合は地域社会の緊急時準備態勢を向上させるために TI がリーダーシップを取って地域社会を援助します。

5. **製品の監督・報告義務：**

TI は当社の製品が環境及び人の健康と安全に与え得る影響を、責任を持って管理します。TI は当社に適用される製品関連の規制と合意済みの顧客要求に常に従います。

6. **供給業者及び委託業者との関係：**

適用される規制と TI の ESH 方針・基準・規格（TI の化学物質・材料管理規格（Chemical and Material Control Specification）を含む）に供給業者が従うことが、供給業者及び委託業者との長期的協力関係を築くための基礎となります。

7. **公的情報と広報方針：**

TI は当社社員及び当社事業が行われている地域社会とのオープンな対話を奨励します。当社は環境・安全・衛生の継続的改善のための健全な法規制と指針の開発のために、政府、科学コミュニティ、業界、及び公共利益追求団体との建設的な協力を進めながら、有用な製品と国際競争力を促進します。

2005 年 1 月改訂



リッチ・テンプレトン (Rich Templeton)
社長兼 CEO (最高経営責任者)

II. グリーン調達宣言

このグリーン調達宣言は、テキサス・インスツルメンツ（株）が定める「環境・安全・衛生に関する方針と原則」を推進するため、資材・サービスの調達活動をグリーン調達として宣言するものです。

1. グリーン調達に当たっては、次のことをねらいとします。
 - ① 環境保全活動を推進している取引先から調達すること
 - ② 環境負荷の少ない資材・サービスを調達すること

2. 環境保全活動を推進している取引先からの調達では、先ず、以下を重視して選定を行います。
 - ① ISO14001 外部認証を取得していること
 - ② 環境マネジメントシステム（EMS）を構築し、ISO14001の認証取得に向けた積極的な取り組みを実施していることさらに、前記が満たされていることを前提にして、ワールドワイドT Iにおける総合評価指標のCETRAQを適用します。

3. 環境負荷低減及び有害物質に関する項目について、下記内容を社内にて管理できる仕組みを構築すること、また、これにより全ての項目を満足した資材・サービスの提供することをお願いします。
 - ① 再生資源ならびにエネルギー等に関する法律・条例に適合していること
 - ② 次に示す使用禁止物質を含有していないこと
<http://wpl.ext.ti.com/ccms/ccms.htm>
 - ③ 使用に当たり、騒音、振動、悪臭等の発生が少ないこと
 - ④ 廃棄に当たり、化学物質、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染の発生等の環境負荷が低いこと
 - ⑤ 再生資源・部品の使用や小型化等により、省資源化や省エネルギー化が図られていること
 - ⑥ リサイクル設計がなされていること
 - ⑦ 資材に関する環境情報を公開していること
 - ⑧ 梱包材についても、上記内容と同様、省資源、リサイクル、減量および化学物質の含有量削減等がなされていること